六　一連の調達事項にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
七　第10条に規定する文書の交付に関する事項
八　落札者の決定の方法

2　契約担当職等は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3　契約担当職等は、第１項の規定による公告において、当該契約担当職等の氏名及びその所属する部等の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語により記載するものとする。
一　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
二　入札期日
三　契約担当職等の氏名及びその所属する部等の名称

（指名競争の公告等）

第７条　契約担当職等は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第５条第１項の規定の例により、公告をしなければならない。

2　前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、指名競争において指名されるために必要な要件についてもするものとする。

3　指名される競争参加者に対しては、前条第１項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を第１項の規定による公告の日において当該競争参加者に通知するものとする。

4　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第六号に掲げる事項
二　契約の手続において使用する言語

（公告に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第８条　契約担当職等は、契約担当職等が特定調達等契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第１項の規定による公告をした後、当該公告に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から第４条第２項の規定による申請があったときは、速やかに、その者が第４条第１項の規定による基準に基づく資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

2　契約担当職等は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、第４条第１項の規定による基準に基づく資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第３項に規定する事項及び第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

3　契約担当職等は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札者が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第６条第１項第二号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては、前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

4　契約担当職等は、第１項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

（郵便等による入札）

第９条　契約担当職等は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

（入札説明書の交付）

第10条　契約担当職等は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

一　第６条又は第７条第２項の規定により公告をするものとされている事項（ただし、第６条第１項第七号に掲げる事項を除く。）
二　調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
三　開札に立ち会う者に関する事項
四　契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部等の名称及び所在地
五　契約の手続において使用する言語
六　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
七　その他必要な事項

（随意契約による場合）

第11条　特定調達契約については、契約事務機構達第30条に該当する場合は、随意契約によるものとする。

（随意契約によることができる場合）

第12条　特定調達契約については、契約事務機構達第31条に該当する場合は、随意契約によることができるものとする。

（落札者の決定に関する通知等）

第13条　契約担当職等は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して７日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に通知するものとする。

2　契約担当職等は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。
一　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
二　契約担当職等の氏名並びにその所属する部等の名称及び所在地
三　落札者又は随意契約の相手方を決定した日
四　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
五　落札金額又は随意契約に係る契約金額
六　契約の相手方を決定した手続
七　一般競争又は指名競争によることとした場合には、第６条又は第７条の規定による公告を行った日
八　随意契約による場合にはその理由
九　その他必要な事項

（一般競争又は指名競争に関する記録）

第14条　契約担当職等は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。
一　入札者及び開札に立ち会った者の氏名
二　入札者の申込みに係る価格
三　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
四　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
五　第８条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
六　その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第15条　契約担当職等は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

（苦情の処理）

第16条　契約担当職等は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。

（特定調達契約に関する統計）

第17条　契約担当職等は、経済産業省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、経済産業省に送付するものとする。

附則

この機構達は、平成26年７月１日から施行する。

第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日　印刷局
発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇五－八五〇一　東京都港区虎ノ門二丁目四番四号
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）
本号一部　二六〇円（本体二四一円）
（配送料別）